Ī	団体	合計数	回答状況		
	四件		意見あり	意見なし	
	区市町村数	62	2	60	
I	関係団体数	4	1	3	

パブリックコメント	種別		
総数	個人	団体	
4	3	1	

ご意見要旨	ご意見元	都回答				
2部						
第1章 健康づくりと保健医療体制の充実						
第5節 外来医療に係る医療提供体制の確保	第5節 外来医療に係る医療提供体制の確保					
(パブコメ版P.144、計画案P.147) 【意見】 課題と取組の方向性の<課題1>外来医療機能の明確化・連携の推進の4つ目について、下線部分を追加していただきたい。 〇 国が検討する、かかりつけ医機能が発揮される制度では、都道府県が医療機関からの報告を踏まえ、当該医療機関がかかりつけ医機能の確保に係る体制を有することを確認し、地域の協議の場に報告・公表すること等が想定されています。都内には約1万5千の医療機関が所在することから、協議の場の運営方法等について検討するとともに、かかりつけ医の実績情報の開示など、都民にとって必要でわかりやすい情報の提供のあり方を検討していくことが必要です。 【理由】 かかりつけ医機能の制度整備については、法制化を踏まえ積極的な取組みが求められる。都としては、都民目線に立って、都民にとって必要でわかりやすい情報は何かを検討の上、関係先と協議の上、適切に情報開示を進めるべく検討していくことが必要と考えます。	保険者協議会	かかりつけ医機能に関しては、国がかかりつけ医機能報告制度を令和7年月に施行予定で検討を進めており、都としては国の詳細な制度設計を注えし、東京都保健医療計画(第七次改定)の中間の見直しの際に反映する予定です。				